群馬県身体障害者スポーツ・文化活動助成事業実施要綱

1　目　　的

身体障害者の自立更生と社会参加の促進を目的とした、スポーツ又は文化活動同好会等の健全な育成と振興を図るため、その活動費の一部を助成する。

2　助成の対象団体

原則として3以上の県内市町村に居住する会員によって構成され常時20人以上の団体で、主たる構成員が身体障害者で次の各号に該当する団体であること。

（1）団体等の加入条件に「特定の企業等に所属する者」等の制限を設けていないこと。

（2）会費として1人年額500円以上徴収し、月1回以上活動していること。

（3）公的機関等が主催する各種教室や営利を目的とした教室等でないこと。

3　助成額

助成金の額は、1団体につき40,000円を上限とし、予算の範囲内で助成する。

4　助成金の申請

助成金の交付を受けようとする団体の代表者は、スポーツ・文化活動助成金交付申請書（様式1）に次に揚げる書類を添付し、令和5年6月30日（金）迄に群馬県身体障害者福祉団体連合会長（以下「会長」という）に提出する。

（1）団体員名簿

会員の氏名・居住町村名・障害種別、会員以外の者はその者の氏名・居住町村名等が明記されたもの。

（2）事業計画書

（3）予算書

5　助成金の交付

公益社団法人群馬県身体障害者福祉団体連合会スポーツ･文化活動助成審査委員会は、提出された申請書を審査し、助成が適当であると認められたときは、審査終了後30日以内に全ての申請団体に「助成金交付決定通知書」により審査結果を通知し、助成金を交付する。

6　助成対象経費

助成の対象となる経費は、次のとおりとする。

①会場費・施設使用料

②講師謝礼（審査委員会が認める範囲）

③当該準備等に要する通信費・交通費、必要な設備・備品・消耗品等

④活動に必要な人材への報酬、その他助成事業に必要な経費

＊但し、賞品、記念品や参加賞の費用、食事代や交通費で関係者が本来負担すべき経費、営利に及ぶ費用等は助成対象外とする。

7　事業報告

団体の代表者は、翌年度の4月8日（月）までに事業報告書（様式2）に証拠書類を添付し会長に提出しなければならない（提出期限厳守）。

（様式1）

群馬県身体障害者スポーツ・文化活動助成金交付申請書

令和　　　年　　　月　　　日

公益社団法人

群馬県身体障害者福祉団体連合会長　様

申請者　団体の名称

印

代表者名

住 所

電 話　　 （ 　 　）

スポーツ・文化活動助成事業実施要綱に基づき、下記により助成金を交付されるよう

関係書類を添え申請します。

記

1　申請金額　　　　　　　　40,000円

2　事業内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 団体の名称 |  | | |
| 団体の目的 |  | | |
| 設立年月日 |  | 構成員数 |  |
| 会費(1人当たり) | 年額　　　　　　　　　　　　　　円 | うち障害者員数 |  |

3　添付書類

（1）団体員名簿　（2）事業計画書　（3）予算書

4　助成金振込先

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| フリガナ | 振込先銀行店舗名 | 口座番号 |
| 通帳名義人氏名 |
|  | 群馬銀行  店 |  |
|  |

＊通帳を確認のうえ誤りなく記入してください。

（様式2）

群馬県身体障害者スポーツ・文化活動事業報告書

令和　　　年　　　月　　　日

公益社団法人

群馬県身体障害者福祉団体連合会長　様

申請者　団体の名称

印

代表者名

住 所

電 話　　 （ 　 　）

以下のとおり事業を実施したので報告します。

1　事業の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 実施年月日 | 事　　業　　内　　容 |
|  |  |

2　収支決算

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 収入 | | | 支出 | | |
| 項目 | 金額 | 摘要 | 項目 | 金額 | 摘要 |
| 助成金  会費  繰越金 |  | 円×　　　人 | ①  ②  ③  ④  ⑤  ⑥ |  |  |
| 計 |  |  | 計 |  |  |

※1 添付する領収書コピーには支出項目の番号をふり、金額と一致させること。

※2 飲食代は事業費として認めるが､助成の対象外とする。

**提出期限　令和6年4月8日（月） 必着**